

『日韓国交正常化問題資料』〔韓国側資料〕の編集を終えて

長澤裕子

日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）の関係資料が日本と大韓民国（以下、韓国）で公開された。一九六五年の日韓会談の妥結から五年の二〇二〇年現在、日本の外務省から六万枚以上、そして韓国の外交通商部（現・外交部）から約三万六〇〇〇枚と、計一〇万枚あまりの公文書が公開された¹⁾。韓国側の資料は二〇〇五年、韓国政府（盧武鉉政権…二〇〇三～二〇〇八年）が市民の公開訴訟に控訴せず全面開示、そして日本側の公文書は二〇〇六年以降、市民団体「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、求める会）による日本外務省への公文書の開示請求を経て開示された²⁾。日本で「外交記録公開に関する規則」が制定され、作成・取得から30年が経過した行政文書を公開する原則が確立したのは二〇一〇年五月なので、求める会の活動の成果の大きさがよく分かる。

筆者は編者の一人として、時期的そして内容面でも交渉の最終段階に入る「第Ⅲ期 一九六一年～一九六二年」〔韓国側資料〕の和訳と訳註の作成にあたった。交渉の最終段階にあたる第六次会談（一九六一年一〇月二〇日～一九六四年六月三日）および第七次会談（一九六四年二月三日～一九六五年六月二二日）の韓国側資料は三万枚で、韓国側の資料の計三万六〇〇〇枚あまりの八割以上を占める。一九六一年五月一六日、朴正熙による軍事クーデターで第五次会談が中断し、韓国側の積極的な動きにより再開した第六次会談以降の交渉は、最終局面という質的な重要性に加え、資料の量でも圧倒的な位相を持つ。今回、収録しきれなかった資料もあるため、ここで紹介したい。

二〇一八年一〇月三〇日の韓国大法院判決以降、日韓の両政府の主張の違いが鮮明に可視化された。現在、両政府の意

見が対立している問題には、一九六五年の国交樹立時に締結した諸協定をめぐる日韓の見解差がある。たとえば、「請求権協定」第二条の「完全かつ最終的に解決」をめぐる解釈の違いがある。「韓日会談各懸案にかんする両国の立場と解決方案」(登録番号156)を見て、両政府が基本条約や請求権、文化財返還問題だけでなく、在日韓国人の法的地位問題、船舶返還問題など広範囲の議題において、国交正常化直前の一九六五年一月にも見解が対立していたことが分かる。

締結時に合意に至らず条約や協定に組み込めなかつた見解差の大きい主張は、協定ではなく、代表者間の交換書簡や付属文書として当時の政府の主張を反映する文書として残された。特に、協定の締結時に往復書簡や付属文書として各政府の代表者それぞれの主張として残された文書は、結果的に両政府の主張の見解差を示している。日本側は一部の国有分のみ引き渡すという主張の一方、私有の文化財も共に返還されるべきという韓国側の主張(「文化財問題に関する訓令」(一九六五年四月二〇日、李東元外務部長官)の別添資料「文化財問題に関する細部訓令」(登録番号888 第一六卷所収)は、「韓・日間の文化財および文化協力に関する協定署名以降の文化財の引き渡し」(登録番号157)を見れば、文化財返還問題で日本政府の対応義務が争点となった私有文化財は、協定には挿入されず合意議事録に収録された経緯が分かる。また「韓日間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(登録番号158)を見ると、韓国政府が公刊公文書や合意議事録を交渉の最終局面で政府の意見を反映した文書としてまとめ、交渉の進捗により修正したり撤回できると考えていたことも分かる。

先行研究で指摘されているように、第IV期(一九六三年～一九六五年)の開示資料を見ると、国交正常化そのものを定めた「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(以下、「基本条約」)の条文ですら、両政府が当時、大きな見解の差を抱えたまま調印に踏み切ったことがよく分かる。たとえば「韓日間の基本関係にかんする条約」(登録番号159)は、「基本条約」の仮調印直後に、韓国の新聞各紙では専門家が条約案の内容では調印後に日韓間で解釈の違いが生じると指摘している。『朝鮮日報』の一九六五年二月二三日の社説「韓日基本条約の分析と難しいその後の交渉」では、①「旧条約の無効化問題」②「大韓民国の管轄権」が日韓の政府間で異なる解釈を生む余地を残したことも指摘していた。正常化当時から、両政府は「基本条約」の第二条「旧条約及び協定の効力」および第三条「韓国政府の地位」を最

も重要な内容とみなしていたことが分かる。⁽³⁾翌日の『京郷新聞』の記事「仮調印された韓日基本条約の問題点」には、韓国側の代表団の一人でもあったソウル大学李漢基教授（国際法）による、現在の日韓関係の対立を予見していた忠告も見られる。李は「条約というものは、国内的分野の契約と異なり、国家間の『力』関係の影響を大きく受けるものであり、条約の解釈においても、その法的意味は絶えず変化する」「国家間の条約を国際法と見て、解釈の変更が国際法違反と考えることもできる」「韓日間の基本条約もこの原則に対する例外にならない事実を、特に政治家は肝に銘じてほしい」と「基本条約」の問題点を挙げ、実質的な実利を得たのか韓国政府を批判していた。

公開資料から、「基本条約」第三条は、韓国政府が同条約の核心として、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）と韓国という「二つのKorea」を認められない外交原則に立っていたことも分かる。たとえば、国交正常化における韓国側の管轄権の問題は、文化財返還交渉の資料にも現れている。「韓・日間の文化財および文化協力に関する協定署名以降の文化財の引き渡し」（登録番号141）は、北朝鮮で出土された考古資料（主に平壤付近の古墳）は日韓の引き渡し品目を含めず、日本に所在している北朝鮮出土の文化財は韓国に渡さないとした。しかしこうした日韓の取り決めは、韓国が「二つのKorea」を自ら認める結果になるジレンマとなった。そこで韓国側は、引き渡し品の中には高麗磁器など北朝鮮の開城付近からの出土品もあるとして、韓国が北朝鮮の文化財を全く受け取れなかったわけではないと、受け入れ実績を盾に、自己防衛的な解釈を展開していた。

一九六五年の基本条約や諸協定は歴史の中の話だけではなく、昨今、韓国の被害者が原告となった訴訟の判決などでも基本軸として機能している。二〇一一年、憲法裁判所による不作為違憲判決は、慰安婦被害者四六名、原爆被害者二五四二名がこの「請求権協定」第三条第一項に基づき、韓国政府が日本政府との外交交渉を行うことを主張したものであり、それを憲法裁判所が認めたことを意味する。二〇一一年の判決文を見ると、「請求権協定」第三条を根拠にしていることが分かる。一九六五年の調印当時、同協定は第三条を設け、その第一項で「解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決する」と定めている。つまり、第三条は調印当時、両政府の間に解釈上の違いが紛争となる可能性を予見していたことを示している。

一九六五年の「請求権協定」は二〇一八年一〇月、韓国大法院による元徴用工の訴訟や判決でも主張の根拠として機能している。同判決は冒頭で「請求権協定」に言及し、日本の植民統治に対する賠償を請求するための協定ではないと、協定の不備を指摘した。その理由として同判決は、日本政府が「請求権協定」をめぐる妥結交渉の過程で一貫して植民統治の不法性を認めず、強制連行の被害に対する法的な賠償を否定していたことを挙げている。公開された日韓会谈議事録にもこの点が如実に記されている。日本政府の対韓交渉態度や政府内の議論は、植民統治と日本側の対韓請求権の主張を正當化し、交渉の過程で日韓間の請求権を実質的「相互放棄」として、経済協力として韓国に支払う点が貫かれたことは先行研究も指摘している。⁴一九六〇年七月日本政府は、外務省の主導で財産請求権の問題を「経済協力」によって処理する方式を創案し、内部文書で「過去の償いということではなしに」と示して、韓国側から「過去の償い」が提起されることをおそれていた。⁵

二〇一八年一〇月の韓国大法院判決は、「請求権協定」には「被害者による新日鉄住金への損害賠償請求権が含まれていないこと」や「第一条の規定…日本政府から韓国政府への経済協力資金の供与、そして第二条の規定…請求権問題の完全かつ最終的な解決」の法的対価関係が明確でないことも指摘している。第一条には、日本政府から韓国政府に三億ドル（無償）および二億ドル（長期低利の貸し付け）に等しい「日本国の生産財および日本人の役務供与」とあり、こうした韓国への日本経済の導入と、第二条の「請求権に関わる問題の完全かつ最終的解決」とした被害者救済の間の直線的な関係が見出せないと結論づけている。⁶

当時の日本政府はどう考えていたのだろうか。調印直後、外務省外務事務官の谷田正躬がまとめた『日韓条約と国内法の解説（一九六六年）』によると、日本政府は「請求権協定」の資金が請求権の解決資金とは何の関係性もないと、協定の締結直後に立場を明確に示していた。さらに、第一条の協定資金と第二条の請求権問題の解決資金の関係性を否定し、経済援助が植民統治の責任を認めるのではないと、両者の関係性を否定している。外務省は当時、「請求権協定」は経済協力の増進と請求権問題の解決を同一の協定の中に入れていたが、交渉の過程で経済関係としてから両者を結びつけたにすぎず、両者の間に法律的な相互関係は何ら存在しないと否定している。一方の韓国政府は、協定締結時に「第一条の

協定資金は請求権問題を解決し経済協力を増進するための目的で提供したものと主張し、「第二条の請求権問題の解決と関係のあるもの」と主張している。⁽⁷⁾

つまり、調印当時も現在も、両国の主張の違いは対立している。しかも両国共に、当時の主張から反転している。上述の大法院判決は、経済協力と賠償の関係性を否定した当時の日本政府の主張に則っており、調印当時の朴正熙政権の見解とは反転している。調印翌年に谷田外務事務次官がまとめたように、朴政権は国内向けに説明する政治的なねらいから、経済協力資金を植民地化の償いと関連づける必要があった。一方、二〇一八年の韓国大法院判決は「請求権協定」の法的な解釈を優先した結果、調印当時、法的な解釈に則った日本政府と同じ主張を展開し、朴正熙政権の主張を退けている。同様に、日本政府の「請求権協定」に関する主張も調印当時から反転し、経済協力により請求権問題は「解決済み」と直線的に結びつけている。こうしたことも公開資料を現在、改めて見ることで見分かる点だ。

日韓会談の一連の報道は、会談当時から単なる戦後処理を扱った二国間の会談のひとつとしてのみ伝えられてきた。⁽⁸⁾ 日本国会でも、交渉の過程は、請求権問題が経済協力方式に方向性を定め、有償・無償の供与がどのように決まってきたかについて明らかにされなかった。一九六二年八月、社会党の穂積七郎議員は、国会の外務委員会で大平正芳外相に対し、「閣取引のように国民に知らせないのは国民外交、民主主義の立場から問題だ」と批判した。穂積は大平に対し、国民の理解と協力を求めて交渉を行うために、請求権の経済援助による解決方式、特に無償の経済援助と請求権の関係を追求していた。穂積は一九六一年の池田勇人・朴正熙会談で法的根拠のあるものに対し七〇〇万ドルの支払いとしたのを、なぜ一転、同じ政権が倍以上の無償供与が漠然と追加されたのか、具体的に明確にすべきと迫っていた。⁽⁹⁾ 交渉の過程の大きな変化が当時の国会でも明らかにされなかった以上、公開資料を通じ、今からでも請求権協定と当時の解決法の決定過程を検証していく必要があるのではないか。

最後に、国交正常化交渉の結果が積み残した現在の問題を文化財返還問題から考えてみたい。国交樹立時に締結した日韓の基本条約と四つの協定の限界は、いわゆる「対馬の盗難仏像問題」でも露呈している。⁽¹⁰⁾ 日本に所在する韓国由来文化財の返還問題は「請求権協定」には含まれていない。「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以

下、「文化財協定」に組み込まれた文化財の問題は、「略奪品の返還」としてではなく、「学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して」「引き渡す」ことが「文化関係を増進させる」と規定された。国交正常化の産物である「文化財協定」は略奪文化財や中世の文化財搬出について規定していない。日韓会談の開始直後、文化財返還問題は請求権問題の中で討議されたが、一九五八年の交渉から文化交流のための「文化財小委員会」の議題として設定された。これは文化財の問題を賠償問題から切り離し、単なる文化財の寄贈や引き渡しに位置づけようという、日本側の主張の結果である。したがって韓国政府は、不法な搬出を議題に上げ続けなければ文化財の返還を賠償問題として主張することができなかったため、議題として論じる文化財の対象を一九〇五年以降に狭めて設定した。植民統治期以降の文化財を議題に設定した結果、韓国政府は日韓会談の開催時から返還を主張した中世の朝鮮出兵や倭寇によつて搬出された文化財について交渉する場を失った。⁽¹¹⁾

その結果、日韓の文化財返還問題の二国間交渉は国交正常化時の協定で解決できる範囲は植民統治期に制約され、文化財を韓国に引き渡すことは賠償としてではなく文化協力の証として位置づけられた。こうした日韓会談の制度的な限界に加え、問題は国際的な関連規定の影響下に置かれ複雑さを増している。ユネスコの「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(文化財不法輸出入等禁止条約、一九七〇年ユネスコ採択、韓国は一九八三年、日本は二〇〇二年批准)や「私法統一国際協会(別称・UNIDROIT ユニドロワ)の「盗取された又は不法に輸出された文化財の返還に関する条約」(ユニドロワ条約、一九九五年採択、四四カ国加盟、日韓共に非加盟)⁽¹²⁾など、日韓の加盟時期が異なれば、対象となる文化財の範囲も異なる国際協定が日韓国交正常化以降に成立した。他の協定と同様、国際的な取り決めは両国の解釈の差や「文化財保護法」や「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」といった国内法との関係性、世論に左右される余地が大きく、問題が複雑化している。資料集の開示資料を見れば、文化財の問題と同様、日韓国交正常化時にもなお、多くの議題で両国の間に対立が存在したことがよく分かる。

本稿の最後に、上述の研究プロジェクトおよび本資料集シリーズの公刊までに、多くの方の支援があったことを記し感謝申し上げたい。浅野豊美氏は企画の段階から代表編者として日本側公開資料と韓国側公開資料の研究プロジェクトおよ

び、資料集の刊行を同時に牽引した。日本側資料の公刊は浅野氏がほぼ一人で構成から資料解説までを担当した。韓国側資料の翻訳と刊行は、第Ⅰ期（一九四五年～一九五三年）、第Ⅱ期（一九五三年～一九六一年）は李東俊氏が、第Ⅲ期、第Ⅳ期は吉澤文寿氏、金鉉洙氏と共に筆者が編者として翻訳にあたった。薦田真由美氏は、仮訳の編集作業を根気強く長年、担当してくれた。合わせて多くの方が仮訳の作成を手伝ってくれた。吉澤氏の原稿との重複を避けるため、ここでは名前は上げられないが、陰で支えてくれた皆さんに心からの感謝を伝えたい。誰よりも現代史料出版の赤川博昭社長に感謝し上げる。こうした多くの方の善意と支援があつてこそこの刊行である。本資料集シリーズが日韓国交正常化の過程を再検討し、現在の日韓関係の対立の原因や解決策を再考するという時代の要請に応えることを期し、広範な読者の御支持を得られるよう願つてやまない。日韓国交正常化交渉の資料公刊が日韓の相互理解と平和への小さな一歩になることを心から願う。

注

- (1) 資料公開の経緯・公刊の意義などは、本資料集シリーズの浅野豊美氏、吉澤文寿氏の解説や下記の先行研究を参照。李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『新装版 歴史としての日韓国交正常化』Ⅰ東アジア冷戦編、Ⅱ脱植民地化編（以下、脱植民地化編）、法政大学出版局、二〇二〇年。吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係』社会評論社、二〇二〇年（重版）。太田修『新装版 日韓交渉 請求権問題の研究』クレイン、二〇一五年。吉澤文寿『新装版 戦後日韓関係―国交正常化交渉をめぐって』クレイン、二〇一五年。金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、二〇一八年。김창륙『한일청구권협정 관련 문서 공개의 의미』『역사비평』七〇号、二〇〇五年、二二―三三頁。吉澤文寿『公開された日韓会談関連文書について』『季刊 戦争責任研究』第四九号（二〇〇五年秋季号）、日本の戦争責任資料センター、二〇〇五年、一四―二二頁。太田修『日韓会談文書全面公開を求める裁判に対する陳述書』『佛敎大学 歴史学部論集』第五号、佛敎大学歴史学部、二〇一五年、八三―一〇頁。
- (2) 当初、日本外務省に対する同会の開示請求の多くは却下されたため、訴訟を繰り返すことになった。詳細は次を参照。太田修、前掲論文。

(3) 第二条「一九一〇年八月二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」(下線は筆者。該当部分の英文は already and void) 第三条の「大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号(Ⅲ)が明らかに示す通り、朝鮮にある唯一の合法的な政府である」(下線は筆者。該当部分の英文は the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea)。

(4) 金恩貞「日韓会談請求権問題における日本政府の政策的連続性」『経済協力方式』の起源と妥結 現代韓国朝鮮学会編『現代韓国朝鮮研究』第一五号、二〇一五年、一八一―一九、二二一―二七頁。

(5) 太田修「日韓財産請求権協定で解決済み」論を批判する」吉澤文寿編著『五〇年目の日韓つながり直し―日韓請求権協定から考える』社会評論社、二〇一六年、三三―三五頁。

(6) 大法院二〇一八・一〇・三〇、宣告2013タ61381「日帝強制動員被害者の日本企業に対する損害賠償事件」公2018ハ、2317、総合法律情報判例。 <http://www.law.go.kr/LSW/preclniop.do?mode=O&evlNo=2013%EB%8B%A461381> (最終アクセス:二〇二〇年九月二五日)

(7) 谷田正躬・辰巳信夫・武智敏夫編『日韓条約と国内法の解説(『時の法令』(別冊)、大蔵省印刷局、一九六六年、六一―六三頁。以下の論文は両国のすれちがいを、第一条と第二条の関係性の有無の主張の違いに着目している。金昌祿「韓日過去清算、まだ終わっていない―請求権協定を中心に」吉澤文寿(二〇一六年)前掲書、八〇頁。

(8) 五味洋治「メディアは何を伝えたか」吉澤文寿(二〇一六年)前掲書、一六六頁。

(9) 第四回国会衆議院外務委員会会議録第二号、一九六二年八月三日、二二―二三頁。

(10) 二〇一二年、韓国の窃盗団により対馬で盗まれ韓国に持ち出された2体の仏像は、二〇一四年に一体(木坂海神社の銅造如来立像、国指定重要文化財)が対馬に戻り、もう一体の「金銅觀世音菩薩坐像(観音寺、長崎県指定有形文化財)」はいまだ韓国にある。韓国の検察および政府は、窃盗品として仏像を対馬に戻そうと別の場所への移転を禁じる有体動産(同仏像)の差押えおよび韓国文化財庁の文化財研究所での保管を決め実施した。しかし、大韓仏教曹溪宗瑞山市の浮石寺が仏像は一五世紀に自らの寺のために制作され、倭寇が強奪して対馬に持って行ったと主張している。同寺は、大韓民国に対して有体動産引渡しを求める民事裁判の原告

となり、二〇一三年二月から大田高等法院で訴訟が進行中である。「判決文」二〇一六カ合二〇二二五 有体不動産引渡、大田地方法院、二〇一七年二月二六日。

(11) 詳細は、拙稿「日韓会談と韓国文化財の返還問題再考―請求権問題からの分離と『文化財協定』」李鍾元ほか編著『脱植民地化編』二〇五一―二三四頁。

(2) UNIDROIT CONVENTION ON STOLEN OR ILLEGALLY EXPORTED CULTURAL OBJECTS (ROME, 1995) - STATUS
<https://www.unidroit.org/status-cp>